

会計・監査 Report

June 2025

vol. 37

2025年3月期有価証券報告書作成上の留意事項

2025年3月期の有価証券報告書作成上の留意事項としては以下が挙げられます。本稿では、これらの有価証券報告書を作成するにあたって留意すべき事項を中心に解説していきます。

なお、本稿の意見に関する部分は、筆者の個人的な見解であることをあらかじめお断りします。

【2025年3月期の有価証券報告書作成上の留意事項】

有価証券報告書	法令改正関連 (経理の状況以外)	重要な契約等に関する開示
		政策保有株式の開示
		事後交付型株式の開示
		育児・介護休業法の改正が与える影響
	会計基準等関連 (経理の状況)	法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の改正
		グローバル・ミニムム課税制度関連
		防衛特別法人税が税効果会計の注記に与える影響
		リースに関する会計基準
内部統制報告書	評価範囲に関する記載事項の追加	
監査報告書	監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」の改正による変更	
金融庁公表	有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項等	
	有価証券報告書の定時株主総会前提出について	

I. 有価証券報告書に関する主な改正点

1. 重要な契約等に関する開示

(1) 改正の経緯と改正内容

2018年6月に公表された「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告」では、我が国における「重要な契約」に関する開示は、「投資判断にとって重要(material)な契約が開示対象であることが、十分実務に浸透していない」、「明示的に開示が求められていなければ開示不要との受止めの下、企業が開示に消極的になっている面がある」といった理由により同様の制度を有する諸外国と比較して不十分であると指摘されていました。

そこで、2022年6月に公表された「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告」において、以下の個別分野における「重要な契約」について、開示すべき契約の類型や求められる開示内容を具体的に明らかにすることで、適切な開示を促すことが考えられるとの提言がなされ、2023年12月22日に改正「企業内容等の開示に関する内閣府令」が公布されました。

- ・ 企業・株主間のガバナンスに関する合意
- ・ 企業・株主間の株主保有株式の処分・買増し等に関する合意
- ・ ローンと社債に付される財務上の特約

また、従来「経営上の重要な契約等」であった様式上の開示項目の名称について、「経営上」という点に重きを置くものではないことを明確にするために、「経営上の」という文言を削除し、「重要な契約等」に変更されました。

それぞれの個別分野における「重要な契約等」について有価証券報告書への記載が求められる事項は以下のとおりです。

項目	記載事項
企業・株主間のガバナンスに関する合意	有価証券報告書の提出会社(提出会社が持株会社の場合には、その子会社含む)が、提出会社の株主との間で、以下のガバナンスに影響を及ぼし得る合意を含む契約(重要性の乏しいものを除く)を締結している場合、有価証券報告書に当該契約の概要や合意の目的及びガバナンスへの影響等の開示が求められる A) 役員候補者指名権の合意 B) 議決権行使内容を拘束する合意 C) 株主総会又は取締役会決議事項に係る事前承諾に関する合意
企業・株主間の株主保有株式の処分・買増し等に関する合意	有価証券報告書の提出会社が、提出会社の株主(大量保有報告書を提出した株主)との間で、以下の株主保有株式の処分等に関する合意を含む契約(重要性の乏しいものを除く)を締結している場合、有価証券報告書に当該契約の概要や合意の目的等の開示が求められる A) 保有株式の譲渡等の禁止・制限の合意 B) 保有株式の買増しの禁止に関する合意 C) 株式の保有比率の維持の合意 D) 契約解消時の保有株式の売渡請求の合意
ローン契約と社債に付される財務上の特約	有価証券報告書等の提出会社又は連結子会社が、財務上の特約の付されたローン契約の締結又は社債の発行をしている場合であって、その残高が連結純資産額の10%以上である場合には(同種の契約・社債はその負債の額を合算する)、当該契約又は社債の概要及び財務上の特約の内容の開示が求められる

(2) 適用時期

有価証券報告書への記載については、2025年3月31日以後に終了する事業年度から適用するとされています。ただし、施行日(2024年4月1日)前に締結された契約については、2025年4月1日より前に開始する事業年度に係る有価証券報告書では、記載を省略する旨の記載で足りるとされています。

2. 政策保有株式の開示

(1) 改正の背景と改正内容

金融庁は、2023年度の有価証券報告書レビューにおいて、「株式の保有状況」の開示のうち、いわゆる政策保有目的から純投資目的に保有目的を変更した株式の開示状況を検証したところ、例えば、「売却可能時期等について発行者と合意をしていない状態で保有目的を変更している」、「発行者から売却の合意を得た上で保有目的を変更しているものの実際には長期間売却に取り組む予定がない」というように、実質的に政策保有株式を継続保有していることと差異がない状態になっているとの課題を識別しました。

また、2024年6月に公表された「コーポレートガバナンス改革の実践に向けたアクション・プログラム2024」においても、コーポレートガバナンスの観点から上記課題が指摘され、制度改正等の方向性が提言され、政策保有株式の開示を拡充する改正「企業内容等の開示に関する内閣府令」が2025年1月31日に公布、施行されました。

改正内容は以下のとおりです。

改正前	改正後
当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの又は純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものがある場合には、それぞれ区分して、銘柄ごとに、以下の事項を記載すること	改正前の開示に加えて、最近5事業年度において保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更した株式（当事業年度末において保有しているものに限る）がある場合、銘柄ごとに、以下の事項を記載すること
・ 銘柄 ・ 株式数 ・ 貸借対照表計上額	・ 銘柄 ・ 株式数 ・ 貸借対照表計上額 ・ 保有目的を変更した事業年度 ・ 保有目的の変更の理由及び保有目的の変更後の保有又は売却に関する方針

2025年3月期においては、2021年3月期以降に保有目的を変更した株式が開示対象となります。

また、同時に企業内容等開示ガイドラインが改正されており、以下のとおり純投資目的の考え方が明示されています。

純投資目的とは、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とすることをいう。

例えば、当該株式の発行者等が提出会社の株式を保有する関係にあること、当該株式の売却に関して発行者の応諾を要すること等により、発行者との関係において提出会社による売却を妨げる事情が存在する株式は、純投資目的で保有しているものとはいえないことに留意する。

(2) 適用時期

2025年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書から適用されます。

3. 事後交付型株式の開示

(1) 改正の背景と改正内容

2025年2月21日に、「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令」等が公布されました。これは、2023年12月に公表された「金融審議会市場制度ワーキング・グループ・資産運用に関するタスクフォース報告書」における提言を踏まえ、スタートアップ等への資金供給や投資家のリスク負担能力に応じた多様な投資商品の提供を促進するため、関連する政府令等の整備を行ったものです。

この改正により、有価証券届出書の提出に代えて臨時報告書の提出をもって有価証券の募集・売出しを行うことができる特例制度（臨報特例）について、事後交付型株式にも同特例が適用されることが明確化され、さらに、有価証券報告書における記載が拡充されました。

具体的には、事後交付型株式による株券の交付（例えば、事後交付型の株式報酬制度に基づく株券の交付）によって発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加があった場合には、有価証券報告書の第4【提出会社の状況】1【株式等の状況】(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】において、事業年度ごとにそれぞれの合計額を記載し、事後交付型株式による株券の交付によるものである旨を欄外に記載することが求められます。

(2) 適用時期

2025年3月31日以後終了事業年度に事後交付型株式による株券の交付を行う場合における同日以後終了事業年度に係る有価証券報告書から適用されます。

4. 育児・介護休業法の改正が与える影響

育児・介護休業法が改正され、「従業員の状況」において開示される「男性の育児休業取得率」について、新たに従業員が300人超1,000人以下の企業にも公表が義務付けされます。

また、育児休業取得率の算定の根拠条文が「育児・介護休業法施行規則第71条の6」に変更されています。

これらは、2025年3月31日以後終了事業年度に係る有価証券報告書から対応が必要になります。

5. 法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の改正

2022年10月28日に改正企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等が公表されています。主な改正点は、「その他の包括利益に対して課税される場合の法人税等の計上区分」及び「グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等の売却に係る税効果の取扱い」であり、原則適用は、2024年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首からとされています。

本会計基準等の適用に当たり、有価証券報告書における以下の開示に留意が必要です。

なお、会計処理の改正点については、会計・監査Report vol.36をご覧ください。

(1) 会計方針の変更

会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として注記が必要と考えられます。なお、「その他の包括利益に対して課税される場合の法人税等の計上区分」については、経過措置が定められている一方、「グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等の売却に係る税効果の取扱い」については、経過措置はなく遡及適用が必要となる点に留意が必要です。

(2) 連結包括利益計算書関係注記

その他の包括利益の内訳の注記例(組替調整額と法人税等及び税効果を併せて開示する場合の例)は以下の赤字部分が変更になります。

その他有価証券評価差額金	
当期発生額	600
組替調整額	△100
法人税等及び税効果調整前	500
法人税等及び税効果額	△200
その他包括利益合計	300

(出所:企業会計基準第25号「包括利益の表示に関する会計基準」
[設例1]3.その他の包括利益の内訳の注記例(連結))

6. グローバル・ミニマム課税制度関連

2024年3月22日に実務対応報告第46号「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」が公表されています。

グローバル・ミニマム課税制度については有価証券報告書における以下の開示に留意が必要です。
なお、会計処理の改正点については、会計・監査Report vol.36をご覧ください。

(1) 連結貸借対照表(貸借対照表)

グローバル・ミニマム課税制度に係る未払法人税等のうち、貸借対照表日の翌日から起算して1年を超えて支払の期限が到来するものは、連結貸借対照表(貸借対照表)の固定負債の区分に「長期未払法人税等」などその内容を示す科目をもって表示することとされています。

(2) 連結損益計算書(損益計算書)

連結損益計算書において、「国際最低課税額に対する法人税等」を計上する場合、「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示し、重要性がある場合にはその金額を注記することとされています。

損益計算書においては、グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等は、「国際最低課税額に対する法人税等」として表示することとされています。ただし、「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示し、重要性が乏しい場合を除き注記することも可能とされています。

7. 防衛特別法人税が税効果会計の注記に与える影響

2024年12月27日、令和7年度税制改正大綱が閣議決定され、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置として、防衛特別法人税が創設されることとなり、本改正税法は、2025年3月31日に国会で成立しています。

防衛特別法人税は、法人税額から500万円を控除した額を課税標準とする税率4%の新たな付加税であり、2026年4月1日以後に開始する事業年度から課されることとなりました。

これにより法定実効税率の算式に当該影響を反映させる必要があります。詳細は、会計・監査Report vol.36をご覧ください。

また、有価証券報告書の税効果会計の注記において、税率の変更により繰延税金資産及び繰延税金負債の金額が修正されたときにはその旨及び修正額を記載することが求められます。さらに、「法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳」において、「税率変更による影響」が調整項目となる可能性もありますので、留意が必要です。

8. リースに関する会計基準

2024年9月13日に「リースに関する会計基準」等が公表されています。有価証券報告書においては、未適用の会計基準等の注記として、貸借対照表日までに既に公表されている会計基準等のうち、適用していないものがある場合には一定の事項を注記しなければならないとされています（重要性の乏しいものについては省略可）。

本会計基準の原則適用は、2027年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から（早期適用は、2025年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から）とされています。「リースに関する会計基準」等は、多くの企業に幅広く影響がある会計基準と考えられますので、未適用の会計基準等の注記が必要となるものと考えられます。

II. 内部統制報告書に関する改正点

2023年4月7日付の内部統制基準・実施基準の改訂により、内部統制報告書における評価範囲に関する記載事項が追加されました。これにより、2023年6月30日に「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」及び「内部統制府令ガイドラインの一部改正」が公表されています。

内部統制報告書の記載事項は、以下のとおり改正されており、2024年4月1日以後開始する事業年度に係る内部統制報告書から適用とされています。

改正前	改正後
評価範囲を決定した手順、方法等としては、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した旨などを記載するものとする。なお、 <u>連結財務諸表における売上高その他の指標の一定割合を基準として重要な事業拠点を選定する際の当該指標及び一定割合、当該重要な事業拠点における企業の事業目的に大きく関わる勘定科目などについても併せて記載することに留意する。</u>	評価範囲を決定した手順、方法、 <u>根拠</u> 等としては、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮し、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した旨などを記載するものとする。なお、次の事項についても、決定した事由を含めて、併せて記載することに留意する。 (1) <u>会社が複数の事業拠点を有する場合において、財務報告に係る内部統制の評価の対象とする重要な事業拠点を選定する際に利用した指標及びその一定割合</u> (2) <u>当該重要な事業拠点において、財務報告に係る内部統制の評価の対象とする業務プロセスを識別する際に選定した会社の事業目的に大きく関わる勘定科目</u> (3) <u>財務報告に係る内部統制の評価の対象に個別に追加した事業拠点及び業務プロセス</u>

(注：下線部が改正箇所)

III. 監査報告書に関する改正点

監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」が改正され、2024年4月1日以後開始する事業年度に係る監査から適用されることに伴い、監査基準報告書700実務指針第1号「監査報告書の文例」（2024年2月8日改正）及び財務報告内部統制監査基準報告書第1号「財務報告に係る内部統制の監査」（2025年2月13日改正）が公表され、監査報告書の文例が改正されました。

具体的には、財務諸表監査及び内部統制監査それぞれの文例上の「財務諸表監査における監査人の責任」、「内部統制監査における監査人の責任」の記載事項の改正が以下のとおり行われています。

なお、実際の有価証券報告書における記載にあたっては、監査法人の原本を確認するようにご留意をお願いします。

改正前	改正後
〈連結財務諸表監査〉 ... 連結財務諸表監査における監査人の責任 ... - 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。 ... 〈内部統制監査〉 ... 内部統制監査における監査人の責任 ... - 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。 ...	〈連結財務諸表監査〉 ... 連結財務諸表監査における監査人の責任 ... - 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、<u>連結財務諸表の監査を計画し実施する</u>。監査人は、<u>連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある</u>。監査人は単独で監査意見に対して責任を負う。 ... 〈内部統制監査〉 ... 内部統制監査における監査人の責任 ... - 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を<u>入手するために、内部統制の監査を計画し実施する</u>。監査人は、<u>内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある</u>。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。 ...

(注: 下線部が改正箇所)

IV. 有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項等

金融庁による2024年度の有価証券報告書レビューでは、2023年度の審査において識別された課題の状況等を踏まえ、2023年度と同様に、2023年1月に施行された改正開示府令（主にサステナビリティ及びコーポレート・ガバナンスに関する開示についての改正）及び関連する開示項目（「コーポレート・ガバナンスの状況等」における監査役会等の活動状況及び政策保有株式に関連した開示を含む）を対象に法令改正関係審査を実施するとともに、改正開示府令のうちサステナビリティに関する企業の取組の開示を重点テーマとした重点テーマ審査が実施されました。

1. 改正開示府令の概要

2023年1月に施行され、2023年3月期の有価証券報告書において対応が必要となった改正開示府令の概要は以下のとおりです。改正の具体的な内容については、会計・監査Report Vol.30を参照ください。

項目	改正内容(追加が必要な内容)
【従業員の状況】	人的資本・多様性に関する以下の指標 - 管理職に占める女性労働者の割合 - 男性労働者の育児休業取得率 - 労働者の男女の賃金の差異
【サステナビリティに関する考え方及び取組】	サステナビリティに関する以下の事項 「ガバナンス」「リスク管理」 「戦略」「指標及び目標」のうち重要なもの 人的資本・多様性に関する以下の事項 「戦略」「指標及び目標」
【コーポレート・ガバナンスの概要】	取締役会並びに指名委員会及び報酬委員会等の活動状況
【監査の状況】	監査役及び監査役会の具体的な検討内容 内部監査の実効性を確保するための取組み
【株式の保有状況】	保有目的が営業上の取引、業務上の提携等を目的とする場合にはその概要

2. 法令改正関係審査及び重点テーマ審査の結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項

金融庁は、有価証券報告書レビューの結果として、有価証券報告書の記載内容が不十分と認められた事例が確認されたとして、その内容を具体的に公表しています。

2024年度の有価証券報告書レビューでは、法令改正関係審査及び重点テーマ審査の結果、前年度の有価証券報告書レビューで識別された課題が当年度においても複数の審査対象会社で識別されるとともに、新たな課題も識別されたと公表しています。

識別された主な課題は以下のとおりです。なお、当年度において新たに識別された課題については下線を付しています。

- サステナビリティに関する考え方及び取組
 - サステナビリティ関連のガバナンスに関する記載がない又は不明瞭である。
 - サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別、評価及び管理するための過程の記載がない又は不明瞭である。
 - 識別したサステナビリティ関連のリスク及び機会に対応する戦略並びに指標及び目標に関する記載がない又は不明瞭である。
 - サステナビリティ関連のリスク及び機会の記載がない又は不明瞭なため、サステナビリティに関する戦略並びに指標及び目標に関する記載が不明瞭である。
 - 戦略並びに指標及び目標のうち、重要なものについて記載がない。
 - 人的資本に関する方針、指標、目標及び実績のいずれかの記載がない又は不明瞭である。
- コーポレート・ガバナンスの状況等
 - 取締役会、会社が任意に設置する指名・報酬委員会、監査役会等の開催頻度、具体的な検討内容、出席状況等の記載がない。
 - 内部監査が取締役会に直接報告を行う仕組みの有無に関する記載がない。
 - 政策保有株式の銘柄ごとの保有目的（保有目的が提出会社と当該株式の発行者との間の営業上の取引、業務上の提携その他これらに類する事項を目的とするものである場合には、当該事項の概要を含む）が具体的に記載されていない。
 - 政策保有株式の銘柄ごとの保有目的が安定株主の確保にあるにもかかわらず、当該目的が記載されていない。
 - 取締役会等における政策保有株式の保有の適否に関する検証についての開示と実態に乖離がある。

3. 有価証券報告書レビューで識別された課題への対応にあたって参考となる開示例集と2025年3月期以降の有価証券報告書レビューについて

(1) 有価証券報告書レビューで識別された課題への対応にあたって参考となる開示例集

金融庁は、有価証券報告書レビューの結果の公表に際し、有価証券報告書提出会社の自主的な改善に資するよう、有価証券報告書レビューで識別された課題への対応にあたって参考となる開示例集を取りまとめてあわせて公表しています。

(2) 2025年3月期以降の有価証券報告書レビューについて

金融庁は、2025年3月31日以降に終了する事業年度に係る有価証券報告書のレビューについて、以下の内容で実施すると公表しています。

① 法令改正等関係審査

- 重要な契約等の開示（本Report I. 1. 参照）
- 政策保有株式及び純投資目的の株式の開示（本Report I. 2. 参照）

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価の範囲に関連した記載事項
(本Report II. 参照)
- ・ 株主総会前の適切な情報提供(本Report V. 参照)

② 重点テーマ審査

近年のサステナビリティ及びコーポレート・ガバナンスに関する開示についての改正や実務動向並びに2024年度の審査において識別された課題の状況等を踏まえて以下を重点テーマとして審査を実施するとされています。

- ・ サステナビリティに関する企業の取組の開示
- ・ コーポレート・ガバナンスに関する開示(政策保有株式関連の開示を含む)

金融庁が公表している開示例集は、より充実した有価証券報告書の開示に資するものと考えられますので積極的に活用することが望まれます。

V. 有価証券報告書の定時株主総会前提出について

2025年3月28日に「株主総会前の適切な情報提供について(要請)」が金融庁から公表されています。当該要請では、株主総会前の適切な情報提供について、全上場会社に対し、有価証券報告書を株主総会の前日ないし数日前に提出することの検討を依頼しています。

1. 有価証券報告書作成上の留意点

有価証券報告書を定時株主総会前に提出する場合、有価証券報告書に記載した事項及びそれらの事項に関するものが当該定時株主総会又は当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項になっているときは、それぞれ該当する箇所において、その旨及びその概要を記載することとされています。

変更が必要となる可能性がある有価証券報告書の記載事項としては、以下が挙げられます。

- ・ 配当関係
 - － 主要な経営指標との推移
 - － 配当政策
 - － 配当に関する注記事項
- ・ ガバナンス関係
 - － コーポレート・ガバナンスの概要
 - － 役員の状況
 - － 監査の状況
 - － 役員の報酬等
- ・ その他
 - － 時株主総会又はその直後の取締役会において決議を行う事項に係るもの

上記はあくまでも例示であり、例えば、定時株主総会でストックオプションに関する決議をした場合には、ストックオプション制度の内容の記載の変更が必要となる場合も考えられます。

また、有価証券報告書の添付書類とされている会社法上の計算書類及び事業報告については、株主総会に報告しようとする、又は、その承認を受けようとするもので足りるとされています。

さらに、有価証券報告書に予定として記載した事項について、決議事項が修正又は否決された場合は、訂正報告書の提出は求められず、その旨及びその内容について臨時報告書を提出することで足りるとされています。

2. 実務上の留意点

有価証券報告書の提出にあたって、社内規程などにより取締役会決議や取締役会への報告が求められている場合があると考えられます。その場合には、事前に社内規程を見直すなどの対応が必要になります。

また、決算短信には、有価証券報告書の提出予定日の記載が求められる点、内部統制報告書も有価証券報告書と同時に提出する必要がある点、監査人との有価証券報告書の表示監査のスケジュールの事前調整が必要になる点にも留意が必要です。

金融庁は、有価証券報告書の定時株主総会前の開示に関する各種情報を集約してホームページで公表 (<https://www.fsa.go.jp/policy/kaiji/sokaimaekaiji.html>) するとともに、業界団体と連携しつつ周知・啓発を実施するとしています。

有価証券報告書には、役員報酬や政策保有株式等のガバナンス情報等、投資家がその意思を決定するに当たって有用な情報が豊富に含まれており、上場会社においては、投資家が株主総会の前に有価証券報告書を確認できるようできる限り配慮することが望ましいと考えられるとされています。金融庁ホームページをはじめとする各種情報を積極的に活用することが望まれます。

以上

太陽有限責任監査法人

公認会計士 高橋康之

text : yasuyuki takahashi